

## 【参考】法定相続人の範囲

※相続関係説明図とは、相続の時に亡くなった人(被相続人)を中心として、相続人が何人いて、どんな続柄なのかを示した図です。

### 【相続順位の説明】

例えば、被相続人に配偶者と子供2人いる場合は、相続人は配偶者とその子になります。

相続人である子が亡くなっている場合、その子(被相続人からみると孫)に相続権が移ります。

その孫が亡くなっている場合は孫の子(被相続人から見るとひ孫)に相続権が移ります。(第1順位) ※代襲相続の場合、配偶者は相続人にはなりません。

第1順位の相続権のある方がいない、または相続放棄した場合は、第2順位である被相続人の父母、祖父母に相続権が移ります。(第2順位)

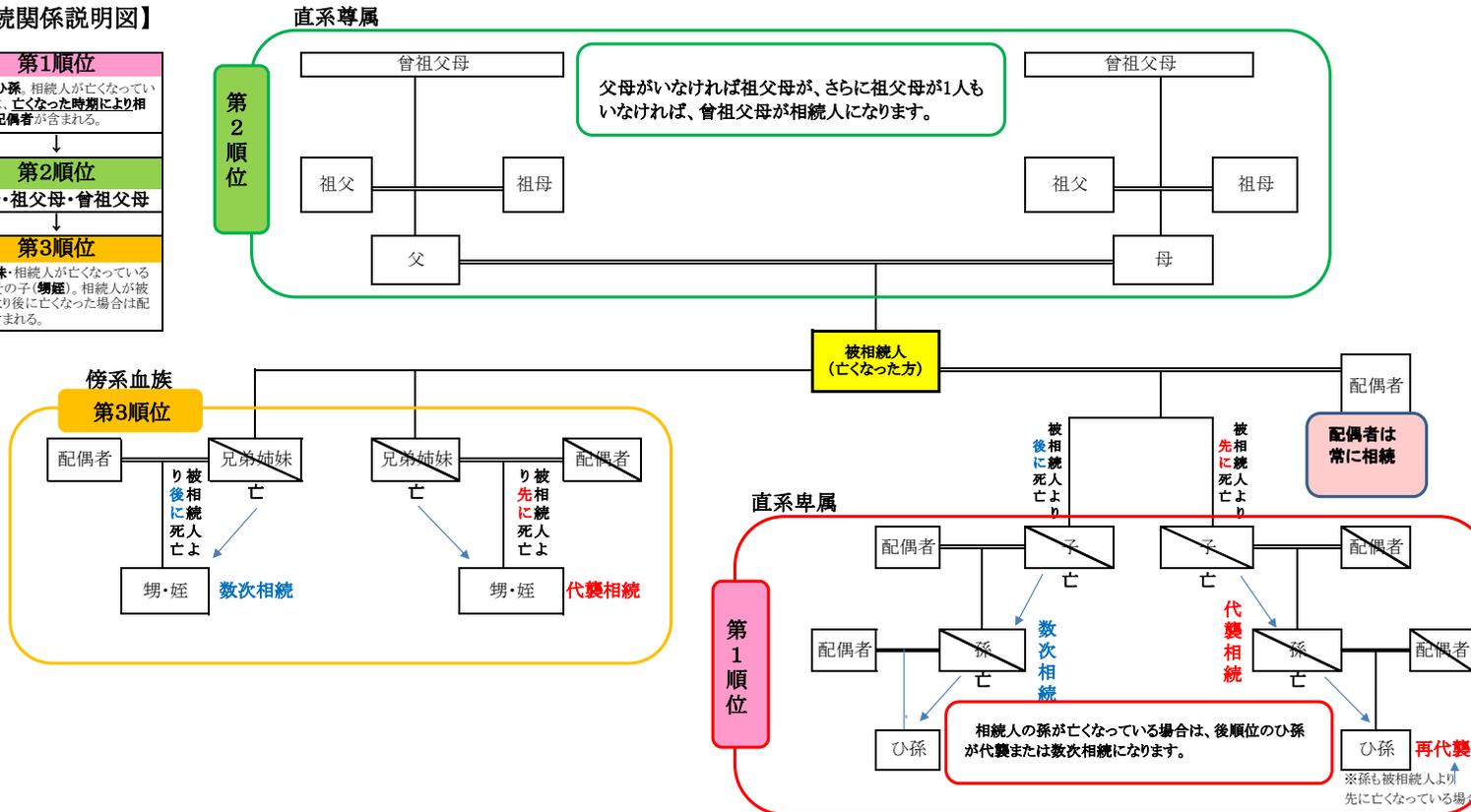
第2順位の相続権のある方がいない、または相続放棄した場合は、第3順位である被相続人の兄弟姉妹に相続権が移ります。

その兄弟姉妹が亡くなっている場合は、その子(被相続人からみると甥姪)に相続権が移ります。(第3順位)

・**代襲相続**とは・・・相続権のある方が**被相続人より先に亡くなった場合**、後順位の子が法定相続人になります。※代襲相続の場合、配偶者は相続人にはなりません。

・**数次相続**とは・・・**被相続人より相続権を得た人の相続が確定しないうちに亡くなった場合**、次の相続人(配偶者と後順位の子)が法定相続人になります。

### 【相続関係説明図】



〔上記説明図は基本的な範囲を記載していますが、相続関係についてはいろいろなケースがありますので、専門家にご相談ください〕